

令和3年度 光市自殺対策協議会

日 時 令和3年7月29日(木) 15時～
場 所 あいぱーく光 いきいきホール

開 会

- 1 委嘱状交付
- 2 市長あいさつ
- 3 委員自己紹介、事務局自己紹介
- 4 会長、副会長選出
- 5 議事
 - (1) 光市自殺対策計画進捗状況について(報告) 資料1、2
 - (2) 光市自殺対策ネットワークの構築について 資料3(非公開)、4、5、6
 - (3) ゲートキーパー研修について 資料7
 - (4) 市民への啓発について 資料8、9

閉 会

令和2年度自殺対策計画進捗確認シート

【基本施策】

計画における項目	実施内容	計画書ページ	担当部署	担当課	再掲	令和2年度実施状況	令和2年度 実施状況に関する担当課の評価	今後(令和3年度以降)の実施計画
基本施策1 地域におけるネットワークの強化								
1-1. 光市自殺対策協議会の設置と運営	医療、法律、人権、教育、労働、地域、警察、消防、行政等の多分野の関係者により、本市の自殺対策の推進に関する情報共有・協議・連携を図ります。	P.12	福祉保健部	健康増進課		年1回開催	令和2年8月に開催し、計画の進捗状況等の確認ができた。	実施を継続
1-2. 民生委員児童委員協議会との連携	地域の人たちが安心して暮らせるよう、生活に関する相談に応じ、必要な援助を行い、悩みが解決するように支援することで、地域住民の安心のネットワークづくりを推進します。	P.12	福祉保健部 社会福祉協議会	福祉総務課		役員会や各地区民生委員協議会に行政及び社会福祉協議会職員が出席し、行政等からの事業説明や意見交換を行うとともに、研修会等の支援を行った。また、民生委員児童委員協議会及び民生委員・児童委員と連携し、各種調査等を実施した。 ■役員会 12回/年（うち2回は書面開催） ■地区民児協 45回（6地区×9月） ※4・5・6月は中止 ■前期・後期全委員会 中止 ■全員視察研修 中止	新型コロナウイルスの影響で協議会や民生委員・児童委員の活動に支障があったが、行政等からの情報提供や意見交換等により、緊密な連携が図られたと考える。	役員会や各地区民生委員協議会に行政及び社会福祉協議会職員が出席し、行政等からの事業説明や意見交換を行うとともに、研修会等の支援を行う。また、民生委員児童委員協議会及び民生委員・児童委員と連携し、各種調査等を実施する。 ■役員会 12回/年 ■地区民児協 72回（6地区×12月） ■前期・後期全委員会 2回 ■全員視察研修 1回
1-3. 母子保健推進協議会との連携	妊産婦・乳幼児家庭の訪問活動とともに、地域での子育ての輪づくり運動を展開し、子育て家庭の孤立を防ぎ、子育て支援を推進します。	P.12	福祉保健部	健康増進課		新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、交流活動は中止。 広報啓発活動の一環として、状況の把握やむし歯予防啓発、孤立防止等のため、乳幼児649名、保護者224名に啓発資料を配布。	新型コロナウイルス感染症拡大防止に努めながら、可能な範囲での活動（広報啓発活動）を実施できた。乳幼児がいる家庭の状況を把握し、孤立防止に努めることができた。	実施を継続
1-4. 子ども・子育て総合相談体制の充実（子ども相談センターきゅっと）	子どもとその家庭、妊産婦等を対象に、相談対応や継続的なソーシャルワークによる助言・支援等を行う「子ども家庭総合支援拠点」として、切れ目のない支援を行い子育て家庭の孤立を防ぎます。 また、要保護児童対策地域協議会の調整機能も担い、関係機関と連携し、児童虐待防止対策を実施します。	P.12	福祉保健部	子ども家庭課		相談人数 延べ6,101件	関係各課と連携し、子どもや家庭に関する様々な相談に対応し、切れ目のない支援を行った。	事業を継続
1-5. ひかり子育て見守りネットワーク事業	児童虐待の未然防止、早期発見や地域養育能力の向上を目的とし、ひかり子育てサポーターや子育て支援コーディネーターの育成を行うなど、行政・地域・家庭が一体となった草の根的な子育て見守りネットワークを構築します。	P.13	福祉保健部	子ども家庭課		研修人数 25人（市職員）	計画通り市職員研修を行い、児童虐待の定義や子どもに及ぼす影響等について理解を深めた結果、虐待防止に対する意識強化が図れたものと考えられる。	事業を継続しつつ見直しを図る
1-6. コミュニティ・スクール推進事業	学校・保護者・地域住民・学識経験者等を中心とした学校運営委員会を設置し、地域ぐるみの学校づくりを目指し、地域で子どもの課題を共有し、ふれあいを通じ、児童生徒の自己有用感や自己肯定感を高めるよう、次世代型コミュニティ・スクールによる社会総がかりの教育を推進します。	P.13	教育委員会	学校教育課		コロナ禍による書面またはオンラインで行ったこともあったが、各小・中学校区において学校運営協議会を実施することができた。	手法は変更せざるを得ない時期はあったが計画通り実施することができた。	実施を継続
1-7. 老人クラブとの連携	地域を基盤とした高齢者の自主団体として、生きがいや健康づくり、高齢者相互の支え合い、社会奉仕等、地域間や世代間の交流を図りながら地域に根差した活動を行い高齢者の生きがいの確保や見守り体制の確立を推進します。	P.13	社会福祉協議会 福祉保健部	高齢者支援課		老人クラブとの連携により、健康づくりや社会奉仕等の交流を通じた生きがい活動や高齢者相互の支えあい活動等を推進した。	新型コロナウイルスの影響による活動の自粛期間はあったが、見守りの体制やその組織力をもって、つながりの維持や支えあい活動に努めている。	引き続き、地域を基盤として高齢者の自主団体である老人クラブとの連携を推進する。
1-8. 地域ケア会議推進事業	高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らせる地域包括ケア体制の実現を目指すため、高齢者サービス及び地域における多様な社会資源の支援体制を構築するため、地域ケア個別会議、連絡会議、全体会議を開催します。	P.13	福祉保健部	高齢者支援課		新型コロナウイルス感染症対策により、全体会議は中止となったが連絡会議は10回、個別会議は21回開催している。	連絡会議と個別会議の開催により、高齢者が安心して暮らせる体制づくりにつながっている。	継続
1-9. 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	高齢者のニーズに応じた的確なケアマネジメントが可能となるよう、介護支援専門員への助言や指導を行うとともに、あらゆる職種との連携を図りネットワークの構築を図ります。	P.13	福祉保健部	高齢者支援課		介護支援専門員研修会を5回開催、介護支援専門員への支援延件数369件。その他にも、ケース対応や事業実施において、あらゆる職種と積極的に連携を図っている。	介護支援専門員をはじめとしたあらゆる職種と積極的に連携を図ることで、ネットワークの構築、ひいては高齢者が安心して暮らせる体制づくりにつながっている。	継続
1-10. 認知症高齢者等見守りネットワーク形成事業	認知症高齢者等を地域で見守るネットワークを構築し、地域での見守り強化や、行方不明時の早期発見等に向けた支援を行います。	P.13	福祉保健部	高齢者支援課		年度末現在で、ひかり見守りネットの登録者は87名、見守りネット協力機関は183事業者となっており、登録者の見守りや行方不明時の対応を行っている。	事業の実施により、認知症の人を地域で温かく見守り、困っているときにはサポートするネットワークの構築が図れている。	見守りグッズの充実やICTを活用したしくみを取り入れることにより、事業の強化を行う予定。
1-11. インターネット上の自殺関連情報対策	インターネット上の自殺関連情報に関する相談に対応し、サイト管理者等への削除依頼を行う部署との適切な連携を図ります。	P.13	光市役所 光警察署	関係各課		0件	実施体制を維持	実施を継続
基本施策2 自殺対策を支える人材の育成								
2-1. ゲートキーパー研修	市職員や教育関係者、関係機関・団体等にゲートキーパー研修を実施するとともに、市民に広く啓発し、市民団体等に随時出前健康講座で、誰もがこころのサポーターとなれるよう、自殺の現状やゲートキーパーについての講座を実施して、必要な知識の普及啓発及び人材の育成を行います。	P.14	福祉保健部	健康増進課		「ゲートキーパー研修」8回開催、計147名。対象：光市障害福祉推進連絡協議会、光市社会福祉協議会、光市老人クラブ連合会、光商工会議所、光警察署、光市立総合病院、平岡医院、聖光高等学校、光市立浅江中学校、山口地方務局、人権擁護委員周南協議会、食生活改善推進員、市職員。	計画の進捗状況等の確認ができた。	実施を継続
基本施策3 住民への啓発と周知								
3-1. 相談窓口啓発	こころの健康相談及びかかりつけ医の睡眠相談の啓発とともに、様々な困りごとに関する相談先の情報を掲載したリーフレットを作成し、広く市民に啓発します。	P.15	福祉保健部	健康増進課		自殺対策計画の概要及び相談窓口を掲載したリーフレットを作成し、全戸に配布した。	計画通りに実施できた。	実施を継続

令和2年度自殺対策計画進捗確認シート

計画における項目	実施内容	計画書ページ	担当部署	担当課	再掲	令和2年度実施状況	令和2年度 実施状況に関する担当課の評価	今後(令和3年度以降)の実施計画
3-2. 出前講座	市民の要請により職員が地域に出向いて市の施策や制度、事業内容等に関する情報をわかり易く伝えるとともに住民の意見や提言などを伺い、共創と協働で育むまちづくりを推進します。また、出前講座のメニューとして「心の健康出前講座」を随時実施します。	P.15	市民部 福祉保健部	地域づくり推進課 健康増進課		心身の健康につながる福祉保健関連や日常生活で起こりうるトラブル等に関する事例や対処法等に係る出前講座を随時開催しました。42件：参加者合計1,508人（地域づくり推進課）	新型コロナウイルスの影響により昨年度（70件：参加者合計2,779人）より開催数等は減少したが、コロナ対策を徹底しながら予定していた講座については開催することができた。（地域づくり推進課）	実施を継続
3-3. こころの健康チェック事業	こころの体温計（メンタルヘルスチェックサイト）を使用し、セルフメンタルヘルスチェックができ、その場で結果に基づき相談窓口情報を紹介する簡易システムを市ホームページ上で実施します。	P.15	福祉保健部	健康増進課		R2年 アクセス総数9,485件	計画の進捗状況等の確認ができた。	実施を継続
3-4. こころの処方箋事業	図書館の図書貸し出しで、こころの健康に関する本を書名や著者が分からないように、オリジナルの「こころの処方箋袋」に入れたまま貸出す読書療法を取り入れた取り組みを実施します。	P.15	福祉保健部 教育委員会	健康増進課 図書館		自殺対策強化月間である3月に実施。R2年度は3/2～3/21	計画の進捗状況等の確認ができた。	実施を継続
3-5. 青少年健全育成における自殺関連情報を含むインターネットの適切な利用に関する啓発	子どもや保護者を対象としたインターネット・SNSを使用するための教室を開催するなど、啓発に努めます	P.15	教育委員会	学校教育課 各学校		各校や中学校区において、SNS等の利用に関する学習を実施。（親子でスマホ安全教室、高校生が演劇を通して小学生に啓発等）	SNS等の利用に関して実施内容等を工夫しながら実施できた。	引き続き実施する。
基本施策4 生きることの促進要因への支援								
4-1. 心の健康相談、癒しのカウンセリング、健康相談	電話、メール、来所等による保健師による健康相談及び心の健康相談に随時応じるとともに、臨床心理士による癒しのカウンセリングを実施します。	P.16	福祉保健部	健康増進課		癒しのカウンセリング年5回実施、6人利用。保健師による心の健康相談、健康相談を定例日及び随時実施。	感染対策を行い、計画通りに実施できた。	実施を継続
4-2. 育児相談、おっぱい相談電話、のびのび相談、1歳児お誕生相談、2歳児お誕生相談	子どもの発育・発達に関して、専門職が相談に応じ、育児不安の軽減に努めます。	P.16	福祉保健部	健康増進課		育児相談：延808件。新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から主な相談方法を集団育児相談から個別相談（随時窓口相談）へ変更。また消毒など感染症防止対策を徹底し実施。 1歳児・2歳児お誕生相談：1歳児144件、2歳児87件。新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から6月から予約制で月2回実施。消毒の徹底、開催場所での入室人数を制限している。	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、実施方法を変更し、感染拡大への不安の軽減を図り、安心して参加できる相談体制を提供した。	実施を継続
4-3. 子ども・子育て総合相談体制（子ども相談センター一きゅっと）	子どもとその家庭、妊産婦等を対象に、相談対応や継続的なソーシャルワークによる助言・支援等を行う「子ども家庭総合支援拠点」として、切れ目のない支援を行い子育て家庭の孤立を防ぎます。また、要保護児童対策地域協議会の調整機関も担い、関係機関と連携し、児童虐待防止対策を実施します。	P.16	福祉保健部	子ども家庭課	○	相談人数 延べ 6,101人	関係各課と連携し、子どもや家庭に関する様々な相談に対応し、切れ目のない支援を行った。	事業を継続
4-4. 子育て支援センター	子育て中の親子が情報交換・交流できる場や気軽に相談できる場を提供し、育児の負担感や不安感を軽減を図り、子育て家庭の孤立化を防ぎます。	P.16	福祉保健部	子ども家庭課		利用組数 3,580組	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、利用人数を制限しながらも利用しやすい環境を整えたことにより、育児不安等に対する相談や助言を滞りなく行うことができたと考えます。	事業を継続
4-5. 子育て支援の「わ」事業	保育所・幼稚園等を地域における子育て支援の核と位置づけ、園庭開放や地域住民との交流、さらには、身近に相談できる場所としての機能を整備し、子育て支援の「わ」を地域に広げ、子育て家庭の孤立化を防ぎます。	P.16	福祉保健部	子ども家庭課		園開放・園庭開放利用者数 1,886人	子育て家庭の身近な交流や相談の場として活用していただくことで、子育て不安の軽減や解消の一助となっているものと思われる。	事業を継続
4-6. 母子保健推進員活動	妊産婦、乳幼児家庭を訪問し、行政が実施する母子保健事業やサービスを紹介し母子の健康状態や家庭の状況を把握して行政に繋ぐパイプ役を担うとともに、身近な相談相手としての役割を担い、母子の孤立と育児不安の軽減に努めます。	P.16	福祉保健部	健康増進課		訪問件数：3,065件 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、R2.5～6月は活動を自粛、7月～保護者に電話して状況を確認した後、ポストへ投函する形での訪問を実施	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、電話での状況確認や母子保健事業等の紹介となったが、母子の孤立や育児不安の軽減に努めることができた。	実施を継続
4-7. 妊産婦・新生児・乳幼児訪問、産婦健康診査、産後ケア事業	保健師が家庭を訪問して妊産婦・新生児・乳幼児の保健相談・指導を行い、育児不安の軽減に努めます。また、産後の訪問では、産後うつスクリーニングを含む産婦健康診査事業との連携を図りながら、産後うつ質問票を用いた面接を行い産後うつの早期対応を図り、必要に応じ、ショートステイやデイサービスで心身のケアや育児サポートを受けられる産後ケア事業に繋がります。	P.17	福祉保健部	健康増進課		訪問件数294件 産後うつスクリーニング 282件 産後ケア利用者数 実16件 延日数ショートステイ59日、デイサービス2日	新型コロナウイルス感染症拡大防止策をし、訪問実施。母子の孤立や育児不安の軽減に努めることができた。	実施を継続
4-8. 養育支援訪問	子育てに対し不安や孤立感等を抱える家庭や虐待の恐れがある家庭など、支援が必要とされる家庭に対し保健師や助産師、臨床心理士等が訪問し、適切な支援を行います。	P.17	福祉保健部	子ども家庭課 健康増進課		臨床心理士 訪問回数 5回	臨床心理士の訪問による養育支援を行うことで、子育てへの不安を軽減することができた。	事業を継続
4-9. 教育相談事業	悩みを持つ青少年及びその保護者等を対象とした電話相談及びスクールソーシャルワーカーによる面談事業を実施します。	P.17	教育委員会	文化・社会教育課		電話相談対応件数：8件 面談事業実施回数：年間11回	電話相談及び面談事業とも当初計画どおり実施	実施を継続
4-10. いじめ問題への対応	「光市いじめ問題調査委員会」「光市いじめ問題対策協議会」を設置し、いじめ問題に対応するとともに、重大事件が発生した場合に、調査結果を検証・再調査する「いじめ調査検証委員会」を設置します。	P.17	教育委員会	学校教育課		「光市いじめ問題対策協議会」を1回実施。重大事案発生時開催の「光市いじめ問題調査委員会」の実施無し。	光市のいじめ問題の状況等について、共有と協議を行うことができた。	引き続き事業を実施する。
4-11. 不登校未然防止事業	不登校の兆候が現れた段階で、専門家等を交えたケース会議やスクールソーシャルワーカーの学校派遣を行い、不登校の未然防止早期対応に努めます。	P.17	教育委員会	学校教育課		個別の状況に応じて、SCやSSWを派遣できた。	児童生徒と保護者、学校からのニーズや状況に応じて、SCとSSWを派遣して早期対応に努めた。	引き続き事業を実施する。

令和2年度自殺対策計画進捗確認シート

計画における項目	実施内容	計画書ページ	担当部署	担当課	再掲	令和2年度実施状況	令和2年度 実施状況に関する担当課の評価	今後(令和3年度以降)の実施計画
4-12. 高齢者総合相談事業	高齢者の総合相談窓口として、個々の高齢者がどのような支援を必要としているかを把握し、地域における適切なサービス、関係機関や制度の利用につなげる等の支援を行い、生活上の様々な問題を抱える高齢者及びその家族への適切な相談対応・支援を図ります。	P.17	福祉保健部	高齢者支援課		地域包括支援センターにおいて、延3297件の相談に対応し、地域における適切なサービス、関係機関や制度の利用につなげる等の支援を行った。	高齢者のニーズ把握し、地域における適切な保健・医療・福祉サービスの利用につなげる等の支援を行うことで、高齢者が安心してその人らしい生活を継続することが可能となっている。	令和3年4月から、身近な相談窓口として新たに2か所委託センターを設置したことで、相談体制の強化を図る。
4-13. 高齢者生活相談所設置運営事業	高齢者からの各種相談対応と高齢者に対して福祉情報を提供するため、高齢者生活相談所を設置運営します。	P.17	福祉保健部	高齢者支援課		高齢者からの各種相談や、福祉情報等を提供するために高齢者生活相談所を設置した。	地域包括支援センター等、高齢者の相談窓口にあたる場所が確立されており、事業としての役割はほぼ終わっているものと考えている。	事業の廃止が決定したため、令和3年度以降の実施はない
4-14. 友愛訪問活動促進事業	老人クラブ活動の中で、各地域において、ひとり暮らし高齢者等の安否確認等、見守り活動を実施します。	P.17	社会福祉協議会 福祉保健部	高齢者支援課		老人クラブ活動による見守り活動とあわせ、地域の福祉員によるひとり暮らし高齢者等の安否確認等により、事業の推進を図った。	老人クラブ会員及び、地域選出の福祉員により、ひとり暮らし高齢者等の安否確認等を実施した。	引き続き、組織力等を活用した見守り活動を展開する。
4-15. 介護予防ケアマネジメント事業	要支援者や事業対象者に対して、アセスメントを行い、その状態や置かれている環境などに応じて、本人が「介護予防・日常生活支援総合事業」を利用して自立した生活を送ることが出来るようにするためのケアプランを作成します。	P.17	福祉保健部	高齢者支援課		要支援者や事業対象者の自立支援・重度化防止に視点を置いたケアプラン作成について、包括で直接実施するとともに、委託先で適切な実施ができるよう相談・指導を行っている。	生活上のさまざまな課題を抱える利用者に対して介護予防や重度化予防、改善が図れるような適切なケアマネジメントの実施につながった。	令和3年4月より、新たに2か所の委託センターを設置したことにより、牛島地区以外のケアプラン作成については委託センターで実施。委託センターとの連携のもと、適切なケアマネジメントの実施を図る。
4-16. 高齢者虐待予防啓発事業	高齢者虐待のない地域社会づくりを目的に、虐待に対する正しい理解と未然防止などの普及を図るため、講演会、虐待に関する相談、対応を実施し、困難を抱える人への支援を行います。	P.17	福祉保健部	高齢者支援課		新型コロナウイルス感染予防対策により、講演会は中止。虐待に関する相談は延べ92件、そのうち虐待の可能性があるととして通報を受けた16件。	虐待が疑われた際への迅速かつ適切な対応に努めた。	継続
4-17. 家族介護支援事業	地域住民の認知症高齢者への理解を深め、地域での見守り体制を構築することで、認知症の人及び家族が抱える認知症の不安や悩みへの対応や困難を抱える人への支援を行います。	P.18	福祉保健部	高齢者支援課		認知症高齢者等声かけ訓練の実施への支援を予定していたが、新型コロナウイルス感染症対策のため、実施がなかった。	—	継続
4-18. 認知症サポーター等養成事業	認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を地域で温かく見守り、できる範囲で手助けをする認知症サポーターを養成する講座を開催します。	P.18	福祉保健部	高齢者支援課		認知症サポーター養成講座の開催は2回（受講者79人）	新型コロナウイルス感染予防対策のため、講座の開催は2回にとどまっているが、認知症を正しく理解し、地域で見守る体制づくりにつながっている。	継続
4-19. 認知症初期集中支援推進事業	認知症の早期診断・早期対応を図るために、医療と介護の専門職からなる「認知症初期集中支援チーム」が、認知症や認知症を疑われる人、その家族に訪問し、認知症の診断・治療・介護サービスの利用、家族支援などを包括的・集中的に行います。	P.18	福祉保健部	高齢者支援課		認知症初期集中支援チームにおいて、1件対応している。	新型コロナウイルス感染予防対策もあり、1件の対応にとどまっているが、認知症の早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築に向け、感染予防対策を講じながら実施できるよう検討が必要。	継続
4-20. 生活自立相談支援センター事業	生活や仕事の困りごと、生活費の悩み、ひきこもり等様々な生活上の相談を受け、問題解決に向けて相談支援員とともに支援計画を作成し、生活の安定に向けた自立支援を行います。	P.18	社会福祉協議会			センターへの相談件数は268件（前年度比2.5倍）新型コロナウイルス感染症の影響で、収入減や離職による生活困窮世帯からの相談が増加し、貸付制度の利用や就労支援、生活保護の申請に繋いだ。また、ひきこもりに関する相談は3件となり支援を継続している。	貸付制度の利用に繋がった困窮世帯に対し、追加貸付や経過確認による継続的な支援で、困窮の深刻化を防いだ。ひきこもり相談には関係者を通じた状況把握を継続。	相談窓口の開設及び相談者への自立支援を継続する。
4-21. DV等相談支援体制の充実	配偶者からの暴力（DV）の根絶に向けた周知・啓発を図るとともに、被害者に対する相談機能の充実を図ります。	P.18	福祉保健部 市民部	福祉総務課 人権推進課		DVに関する相談窓口を開設し、相談内容に応じて、関係機関等と連携を図り、問題解決に努めた。	相談内容に応じて適切な対応に努めた。令和2年度相談件数17件	婦人相談員を雇用し、DV相談等に対するきめ細やかな支援が実施できるよう体制強化を図る。
4-22. 障害者・障害児総合相談支援事業	障害者やその家族等に対し、障害福祉サービス等の利用援助、社会資源の活用やピアカウンセリング、介護相談及び情報提供等を総合的にを行います。	P.18	福祉保健部	福祉総務課		市内1事業所、周南圏域3事業所に総合相談支援業務を委託し、障害者やその家族に対し、障害福祉に関するあらゆる相談に応じた。 ■相談件数 587件（令和3年2月末時点）	委託事業所との連携のもと、障害のある人の相談に対し、適切な対応をすることができた。	市内1事業所、周南圏域3事業所に総合相談支援業務を委託し、障害者やその家族に対し、障害福祉に関するあらゆる相談に応じる。
4-23. 地域活動支援センター事業	障害者や障害児に対し、創作活動又は生産活動の機会の提供、社会交流の促進等の便宜を供与することで、障害者等の地域生活支援を促進します。	P.18	福祉保健部	福祉総務課		市内2事業所、周南圏域1事業所に事業を委託し、創作活動や交流の場の確保に努めた。 ■利用件数 2,607件（令和3年2月末時点）	新型コロナウイルス感染症の影響で交流活動の縮小を余儀なくされたが、可能な限り各種活動が実施できるように努めた。	市内1事業所については、令和2年度末をもって廃止するが、引き続き市内1事業所、周南圏域1事業所に事業を委託し、創作活動、交流活動の場の確保に努める。
4-24. 民生委員児童委員活動	住民の身近な相談相手として、生活のあらゆる相談に応じ、地域の見守り活動を行います。	P.18	福祉保健部 社会福祉協議会	福祉総務課		住民の身近な相談相手として、また、住民と行政をつなぐパイプ役として、必要な支援や地域の見守り活動等を行った。 ■民生委員・児童委員 110名（活動日数17,137日） ■主任児童委員 12名（活動日数855日）	新型コロナウイルスの影響で訪問活動に支障が生じたが、高齢者をはじめ、地域住民からの相談対応や必要な支援を行い、地域の見守り活動が行えたと考える。	住民の身近な相談相手として、生活のあらゆる相談に応じ、地域の見守り活動を行います。
4-25. 心配ごと相談	住民の日常生活上のあらゆる相談に応じ、助言・指導を行うことで住民の福祉の向上を図ります。また、相談内容に応じて、関係機関と連携して対応するとともに、深刻化する恐れのあるケースについては、専門機関に繋がります。	P.18	社会福祉協議会			年27回の相談日を計画していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により6回が中止、相談件数も5件（前年度8件）にとどまった。そのうち生活困窮の相談が2件あった。	新型コロナウイルス感染症の影響による相談日の中止と、外出自粛等の対応もあり、相談件数は減少。各相談については相談員が必要な窓口に繋いだ。	毎月2～3回の相談日を解説し、生活上のあらゆる相談に対応する。
4-26. 就業支援対策事業	概ね15歳以上40歳未満の無就業者（ニート）に対し、無料就職相談・カウンセリング・臨床心理相談を実施し就労支援を図ります。	P.18	経済部 しゅうなん若者サポートステーション	商工観光課		あいぱーく光で、無料就職相談、カウンセリング、臨床心理相談を年2回開催	令和2年7月及び12月に開催し、それぞれ1名の相談・カウンセリングを実施し、就労支援を図ることができた。	事業を継続
4-27. 市税等徴収事務納税相談	市税及び国民健康保険税の徴収事務を行い、効率的な納税管理により実態調査や納税相談を実施し、滞納者の生活における負担や不安に適切に対処します。	P.18	市民部	収納対策課		実態調査 420件 納税相談 280件	滞納整理システムを活用して実態調査及び納税相談を実施することで、滞納者の生活における負担や不安に適切に対処した。	市税及び国民健康保険税の徴収事務を行い、効率的な納税管理により実態調査や納税相談を実施し、滞納者の生活における負担や不安に適切に対応する。

令和2年度自殺対策計画進捗確認シート

計画における項目	実施内容	計画書ページ	担当部署	担当課	再掲	令和2年度実施状況	令和2年度 実施状況に関する担当課の評価	今後(令和3度以降)の実施計画
4 - 28. 給水停止による生活弱者等の把握	水道料金滞納における給水停止において、滞納者のうち生活弱者等を把握し、関係各所と情報共有します。	P.19	水道局			関係部署と生活弱者等の情報を共有し、給水停止実施の判断材料とした。	概ね達成できた。	水道料金滞納における給水停止において、滞納者のうち生活弱者等を把握し、関係各所と情報共有します。
4 - 29. 使用水量低下時の調査	水道使用量が0または大幅に低下した世帯に関しては、可能な範囲で状況の調査を行い、必要に応じ関係機関に繋がります。	P.19	水道局			主に電話連絡・手紙の投函を行い、関係機関との連携に心がけた。	概ね達成できた。	水道使用量が0または大幅に低下した世帯に関しては、可能な範囲で状況の調査を行い、必要に応じ関係機関に繋がります。
4 - 30. 生活困窮者自立支援事業	光市生活自立相談支援センターを拠点として、生活や仕事に関する相談を受け、専任の相談員が寄り添いながら就労や家計相談などの自立に向けた支援を行い、必要に応じて個別のプランを作成し、地域住民や福祉関係者、専門機関と連携を図りながら継続的な支援を行います。	P.19	福祉保健部 社会福祉協議会	福祉総務課		新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、生活や仕事等の相談が急増し、離職や収入減により、生活状況が悪化した相談者に対し、貸付やハローワークへの紹介など効果的な支援を行い、生活の立て直しに寄与した。	急増する相談件数に対応するため、相談員の応援等により対処し、相談者の相談内容に応じて適切な支援を行った。	引き続き、生活支援が必要とされる相談者に対し、他法他施策の活用や関係機関との連携により、効果的な支援を行う。
基本施策5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育								
5 - 1. こころの教育 SOSの出し方に関する教育	児童生徒が様々な困難やストレスへの対処方法を身に着けるとともに、必要な時にSOSを出す等適切な対応ができるよう、保健体育、総合学習等教育の充実を図ります。	P.20	教育委員会 各学校	学校教育課		SCによる「SOSの出し方に関する学習」を各校で実施。	対処方法等について、専門家から学ぶ機会をもてた。	引き続き事業を実施する。
5 - 2. 子どもの人権SOSミニレターの配布、相談	年2回、学校を通じて「子どもの人権SOSミニレター」を配布し、子どもが相談したいことを書いてポストに投函すると、最寄りの法務局・地方法務局に届き、郵送による相談対応を行います。	P.20	法務局 各学校			周南独自の件数は非公表 (全体では法務省統計白書より R元年相談件数15,594件)	実施体制を維持	実施を継続
5 - 3. スクールライフ支援員事業	不登校や集団不適応児童生徒の社会的自立を図り、相談・適応指導を適切に行うためにスクールライフ支援員を学校や家庭に派遣します。	P.20	教育委員会	学校教育課		学校、家庭に向いて支援を実施した。 支援を行った児童生徒：42名 延べ支援回数1243回(令和3年1月末)	個の状況やニーズに応じて4名の支援員を派遣し、家庭や学校で支援を行うことができた。	引き続き事業を実施する。
5 - 4. 心療カウンセラー派遣事業	児童生徒の心の問題に関して「臨床心理士」を学校に派遣し、児童生徒間の問題行動や不登校等の解決及び健全育成を図ります。	P.XX	教育委員会	学校教育課		事業を実施することができた。	この状況やニーズに応じてSCを派遣し、支援を行うことができた。	引き続き事業を実施する。

令和2年度自殺対策計画進捗確認シート

計画における項目	実施内容	計画書ページ	担当部署	担当課	再掲	令和2年度実施状況	令和2年度 実施状況に関する担当課の評価	今後(令和3年度以降)の実施計画
【重点施策】								
重点施策1 子ども・若者への支援								
子ども・子育て総合相談体制の充実 子ども相談センターきゅっと	子どもとその家庭、妊産婦等を対象に、相談対応や継続的なソーシャルワークによる助言・支援等を行う「子ども家庭総合支援拠点」として、切れ目のない支援を行い子育て家庭の孤立を防ぎます。 また、要保護児童対策地域協議会の調整機関も担い、関係機関と連携し、児童虐待防止対策を実施します。	P.21	福祉保健部	子ども家庭課	○	相談人数 延べ 6,101人	関係各課と連携し、子どもや家庭に関する様々な相談に対応し、切れ目のない支援を行った。	事業を継続
子育て支援センター	子育て中の親子が情報交換・交流できる場や気軽に相談できる場を提供し、育児の負担感や不安感の軽減を図り、子育て家庭の孤立化を防ぎます。	P.21	福祉保健部	子ども家庭課	○	利用組数 3,580組	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、利用人数を制限しながらも利用しやすい環境を整えたことにより、育児不安等に対する相談や助言を滞りなく行うことができたと考えます。	事業を継続
子育て支援の「わ」事業	保育所・幼稚園等を地域における子育て支援の核と位置づけ、園庭開放や地域住民との交流、さらには、身近に相談できる場所としての機能を整備し、子育て支援の「わ」を地域に広げ、子育て家庭の孤立化を防ぎます。	P.21	福祉保健部	子ども家庭課	○	園開放・園庭開放利用者数 1,886人	子育て家庭の身近な交流や相談の場として活用していただくことで、子育て不安の軽減や解消の一助となっているものと思われる。	事業を継続
養育支援訪問	子育てに対し不安や孤立感等を抱える家庭や虐待の恐れがある家庭など、支援が必要とされる家庭に対し保健師や助産師、臨床心理士等が訪問し、適切な支援を行います。	P.21	福祉保健部	子ども家庭課 健康増進課	○	臨床心理士 訪問回数 5回	臨床心理士の訪問による養育支援を行うことで、子育てへの不安を軽減することができた。	事業を継続
ファミリー・サポート・センター	仕事と子育ての両立しやすい環境を推進するため、子育ての援助を受けたい人と援助を行いたい人がそれぞれ会員となり、地域で子育てを助け合う相互援助活動を推進し、子育て家庭の孤立化を防ぎます。	P.21	福祉保健部	子ども家庭課	○	様々な機会を活用して事業の周知、会員募集を行うとともに、多様なニーズに対応したきめ細やかな事業の提供、充実に努めた。登録者数 437人 利用件数369件	新規協力会員も確保し、依頼に対してきめ細やかに応じることができた。	事業を継続
児童虐待対策強化	要保護児童対策地域協議会を中心として、関係機関と連携を図り、児童虐待防止対策の充実を図ります。子どもへの虐待は、家庭が困難な状況にあることを示す一つのサインであるため、問題の深刻化を防ぎ、自殺リスクの軽減・早期発見を行います。	P.22	福祉保健部	子ども家庭課		通告件数70件のうち認定件数43件	要保護児童対策地域協議会を中心に関係機関と緊密に連携、支援体制を構築し、洩れのない情報共有、意見交換を行うことで、子どもとその家庭に対し適切な助言・指導を実施することができた。	事業を継続
母子健康手帳交付等	母子健康手帳の交付や妊婦健康診査を実施します。専門職が面接することで、既往歴や家庭の生活状況や抱える問題等を把握する機会となり、問題の早期発見・対応を行います。	P.22	福祉保健部	健康増進課		交付件数292件(内市内261件)	新型コロナウイルス感染症拡大防止策をし、面接実施。妊婦の不安軽減及びハイリスク妊婦の把握を行うことができた。	実施を継続
妊産婦・新生児・乳幼児訪問、産婦健康診査、産後ケア事業	保健師が家庭を訪問して妊産婦・新生児・乳幼児の保健相談・指導を行い、育児不安の軽減に努めます。 また、産後の訪問では、産後うつスクリーニングを含む産婦健康診査事業との連携を図りながら、産後うつ質問票を用いた面接を行い産後うつの早期対応を図り、必要に応じ、ショートステイやデイサービスで心身のケアや育児サポートを受けられる産後ケア事業に繋がります。	P.22	福祉保健部	健康増進課	○	訪問件数294件 産後うつスクリーニング 282件 産後ケア利用者数 実16件 延日数ショートステイ59日、デイサービス2日	新型コロナウイルス感染症拡大防止策をし、訪問実施。母子の孤立や育児不安の軽減に努めることができた。	実施を継続
育児相談、おっぱい相談電話、のびのび相談、1歳児お誕生相談、2歳児お誕生相談	子どもの発育・発達に関して、専門職が相談に応じ、育児不安の軽減に努めます。	P.22	福祉保健部	健康増進課	○	育児相談：延808件。新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から主な相談方法を集団育児相談から個別相談(随時窓口相談)へ変更。また消毒など感染症防止対策を徹底し実施。 1歳児・2歳児お誕生相談：1歳児144件、2歳児87件。新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から6月から予約制で月2回実施。消毒の徹底、開催場所での入室人数を制限している。	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、実施方法を変更し、感染拡大への不安の軽減を図り、安心して参加できる相談体制を提供した。	実施を継続
乳幼児健康診査	1か月・3か月・7か月・1歳6か月・3歳児の健康診査を実施し、子どもの発育・発達状況や課題、家庭の状況や抱えている問題を発見し、早期対応を行います。	P.22	福祉保健部	健康増進課	○	乳児健診平均受診率98%、幼児健診平均受診率97%	3歳児健診については、新型コロナウイルス感染症拡大防止策をし、健診を実施した。子どもの成長発達の問題や疾病等の早期発見、早期対応を図り、保護者の育児不安に対応した。	実施を継続
教育相談事業	悩みを持つ青少年及びその保護者等を対象とした電話相談及びスクールソーシャルワーカーによる面談事業を実施します	P.22	教育委員会	文化・社会教育課	○	電話相談対応件数：8件 面談事業実施回数：年間11回	電話相談及び面談事業とも当初計画どおり実施	実施を継続
地域における青少年健全育成活動	各地域において街頭補導活動等を実施します。	P.22	教育委員会	文化・社会教育課		257名の青少年補導委員を委嘱し、各地域において街頭補導活動を実施した。	当初計画どおりに青少年補導委員の委嘱を行うことができたものの、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、全体研修会などの一部活動を中止した。	実施を継続
特別支援事業、特別支援教育推進事業	教育支援委員会、専門家チーム会議の開催、就学相談会の開催(第3水曜日 全12回)、光っ子コーディネーターによる支援を実施します。	P.22	教育委員会	学校教育課		それぞれの事業を実施することができた。	適切な就学や支援に結びつけるための会議、相談体制を構築することができた。	引き続き事業を実施する。
いじめ問題への対応	「光市いじめ問題調査委員会」「光市いじめ問題対策協議会」を設置し、いじめ問題に対応するとともに、重大事件が発生した場合に、調査結果を検証・再調査する「いじめ調査検証委員会」を設置します。	P.23	教育委員会	学校教育課	○	「光市いじめ問題対策協議会」を1回実施。重大事案発生時開催の「光市いじめ問題調査委員会」の実施無し。	光市のいじめ問題の状況等について、共有と協議を行うことができた。	引き続き事業を実施する。
不登校未然防止事業	不登校の兆候が現れた段階で、専門家等を交えたケース会議やスクールソーシャルワーカーの学校派遣を行い、不登校の未然防止早期対応に努めます。	P.23	教育委員会	学校教育課		個別の状況に応じて、SCやSSWを派遣できた。	児童生徒と保護者、学校からのニーズや状況に応じて、SCとSSWを派遣して早期対応に努めた。	引き続き事業を実施する。

令和2年度自殺対策計画進捗確認シート

計画における項目	実施内容	計画書ページ	担当部署	担当課	再掲	令和2年度実施状況	令和2年度 実施状況に関する担当課の評価	今後(令和3年度以降)の実施計画
光っ子教育サポート事業	光っ子サポーターによる支援、臨床心理士による発達検査を実施します。	P.23	教育委員会	学校教育課		発達検査を24回分(100%)実施	児童生徒の困難の背景を客観的に分析し、保護者・学校にアセスメントを行うことを通じて適切な支援の方法を共有した。	昨年度に引き続き年間24回実施の予定
青少年健全育成における自殺関連情報を含むインターネットの適切な利用に関する啓発	子どもや保護者を対象としたインターネット・SNSを使用するための教室を開催するなど、啓発に努めます。	P.23	教育委員会各学校	学校教育課	○	企業または教育委員会・警察等と連携または、道徳・保健体育・学級活動等、各校において情報モラル教育を実施	各校で実態に応じ適切に実施されたと認識し	引き続き「よき使い手の育成」に向けて実施する。
ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発	すべての人が、仕事と生活の調和が図れるよう、ワーク・ライフ・バランスの考え方を普及・啓発します。	P.23	経済部	商工観光課		県労働局やハローワーク等と連携し、市内事業所への情報提供及び市ホームページ、市広報への掲載を実施	県労働局やハローワーク等と連携し、市内で働く人へ、ワーク・ライフ・バランスの考え方を普及・啓発することができた。	事業を継続
就業支援対策事業	概ね15歳以上40歳未満の無就業者(ニート)に対し、無料就職相談、カウンセリング、臨床心理相談を実施し就労支援を図ります。	P.23	経済部しゅうなん若者サポートステーション	商工観光課	○	あいぱーく光で、無料就職相談、カウンセリング、臨床心理相談を年2回開催	令和2年7月及び12月に開催し、それぞれ1名の相談・カウンセリングを実施し、就労支援を図ることができた。	事業を継続
重点施策2 勤務・経営への支援								
心の相談及び困りごと相談窓口等の啓発	メンタルヘルス関連の相談窓口や職場・仕事等に関する困りごとの相談窓口等を掲載したリーフレットを作成し、相談先を分かりやすく啓発します。	P.24	福祉保健部	健康増進課		自殺対策計画の概要及び相談窓口を掲載したリーフレットを作成し、全戸配布	計画通りに実施できた	実施を継続
労働相談	市ホームページや市広報などで関係機関の相談窓口等の情報を発信します。	P.24	経済部	商工観光課		労働条件や労働に関する各種相談、若者就職支援、U/Iターン就職に係る相談窓口やセミナー・イベントの掲載を実施	労働条件や労働に関するハラスメント等各種相談、若者就職支援、U/Iターンに係る相談窓口等について情報発信できた。	事業を継続
ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発	すべての人が、仕事と生活の調和が図れるよう、ワーク・ライフ・バランスの考え方を普及・啓発します。	P.24	経済部	商工観光課	○	県労働局やハローワーク等と連携し、市内事業所への情報提供及び市ホームページ、市広報への掲載を実施	県労働局やハローワーク等と連携し、市内で働く人へ、ワーク・ライフ・バランスの考え方を普及・啓発することができた。	事業を継続
こころの健康相談	労働者数50人未満の小規模事業場の事業者及び労働者のこころの健康相談を行います。	P.24	下松地域産業保健センター福祉保健部	健康増進課		労働者に限定したものは把握していない		
ストレスチェック制度	労働安全衛生法に基づき、職員のストレスの状況について検査を行うとともに、その結果を通知することでストレスの原因となる職場環境の改善につなげます。	P.24	各事業所			把握しておらず		
就業支援対策事業	概ね15歳以上40歳未満の無就業者(ニート)に対し、無料就職相談、カウンセリング、臨床心理相談を実施し就労支援を図ります。	P.24	経済部しゅうなん若者サポートステーション	商工観光課	○	あいぱーく光で、無料就職相談、カウンセリング、臨床心理相談を年2回開催	令和2年7月及び12月に開催し、それぞれ1名の相談・カウンセリングを実施し、就労支援を図ることができた。	事業を継続
経営相談	商工会議所や商工会等と連携を図り、経営能力の向上と経営体質の改善に向けた相談・支援体制の充実や、融資制度の展開による経営支援を行います。	P.24	経済部光商工会議所大和商工会	商工観光課		・光市創業支援事業計画に基づく特定創業支援事業の実施(創業相談窓口の設置、創業セミナーの実施等) ・市制度融資「新型コロナウイルス感染症に伴う光市中小企業不況対策特別融資制度」の創設	商工会議所や商工会、金融機関等関係機関と連携し、創業希望者に対する適切な案内及び支援が行われた。 「新型コロナウイルス感染症に伴う光市中小企業不況対策特別融資」については、迅速な融資実行を目指して取り組むことができた。	実施を継続
重点施策3 高齢者への支援								
高齢者総合相談事業	高齢者の総合相談窓口として、個々の高齢者がどのような支援を必要としているかを把握し、地域における適切なサービス、関係機関や制度の利用につなげる等の支援を行います。生活上の様々な問題を抱える高齢者及びその家族への相談対応・支援を図ります。	P.25	福祉保健部	高齢者支援課	○		0	0
高齢者生活相談所設置運営事業	高齢者からの各種相談対応と高齢者に対して福祉情報を提供するため、高齢者生活相談所を設置運営します。	P.25	福祉保健部	高齢者支援課	○	高齢者からの各種相談や、福祉情報等を提供するために高齢者生活相談所を設置した。	地域包括支援センター等、高齢者の相談窓口にあたる場所が確立されており、事業としての役割はほぼ終わっているものと考えている。	事業の廃止が決定したため、令和3年度以降の実施はない
地域ふれあいサロン活動支援事業	地域で活動している高齢者の交流の場である「ふれあい・いきいきサロン」へ看護師を派遣し、血圧測定等の健康チェックや相談対応、「いきいき百歳体操普及事業」へのサポートを通じて介護予防につなげます。	P.25	福祉保健部社会福祉協議会	高齢者支援課		86箇所のふれあい・いきいきサロンの内、41箇所に対し、看護師を派遣することで、参加者の健康チェックや相談対応を行い、必要に応じて地域包括支援センターへ繋ぐなどの対応を行った。	地域の通いの場へ専門職を派遣することで、生活や介護予防活動に対する助言を行うとともに、公的な支援等が必要な高齢者の早期発見に繋げることができる。	引き続き、看護師2名(パート)体制で、健康指導等にあたる

令和2年度自殺対策計画進捗確認シート

計画における項目	実施内容	計画書ページ	担当部署	担当課	再掲	令和2年度実施状況	令和2年度 実施状況に関する担当課の評価	今後(令和3年度以降)の実施計画
老人クラブ活動との連携	生きがいや健康づくり、高齢者相互の支え合い、社会奉仕等、地域間や世代間の交流を深めながら、地域に根差した活動を行います。 ＜友愛訪問活動促進事業＞ 地域において、ひとり暮らし高齢者等の安否確認等、見守り活動を実施します。 ＜ことぶき教室設置運営事業＞ 「個人生活を豊かにする学習」、「家庭生活を豊かにする学習」、「社会生活を豊かにする学習」の分野ごとのテーマに沿って研修会を開催します。 ＜生きがいと健康づくり推進事業＞ 書、絵画などの展示や歌、舞踊などを披露する文化祭や、心身の機能維持と集団行動を行う健康フェスタを開催します。	P.25	福祉保健部 社会福祉協議会	高齢者支援課		老人クラブとの連携により、ことぶき教室の開催や、ひとり暮らし高齢者の見守り等を行う友愛訪問活動を実施した。 文化祭や健康フェスタについては、新型コロナウイルス感染拡大防止により、開催を中止した。	老人クラブとの連携により、地域の高齢者の見守り体制の推進を図るとともに、学習活動の機会や健康づくりの活動を通じた、生きがいややりがい、地域とつながる機会を提供した。	引き続き、各事業を継続する
高齢者就労事業	高齢者に就労の機会を提供し生活の安定を図るため、経済的支援及び環境美化を目的として、公園や緑地帯等の清掃作業を行います。	P.25	福祉保健部	高齢者支援課		就労事業登録者54名に対し、指定箇所（市内9箇所）の除草及び清掃作業により、就労機会を提供した。	高齢者に就労機会を提供することで、経済的支援ややりがいの創出に寄与しているが、事業のあり方の整理が必要。	引き続き事業の継続はするが、多事業活用も含め事業の整理を行う予定。
介護予防普及啓発事業	一般市民・介護事業所等を対象に認知症予防講演会を年1回開催し、認知症に対する正しい理解を深めます。	P.26	福祉保健部	高齢者支援課		新型コロナウイルス感染症対策により、認知症予防講演会は中止。認知症に関する出前講座は7回（延べ217人）実施した。	出前、チラシ等講演会以外のことは実施でき	継続
地域介護予防活動支援事業	筋力やバランス能力の改善効果があり、身近な地域で住民が主体となって行える介護予防体操を地域に普及するとともに、通いの場の創出を図ります。	P.26	福祉保健部	高齢者支援課		いきいき百歳体操の実施について、新規に4団体の立ち上げを支援し、実施団体は計29団体となった。実施団体に対する年1回の継続支援は、新型コロナウイルス感染症対策のため、延期を希望された団体もあり、13団体のみの支援となっている。	介護予防や住民主体の通いの場づくりにつながった。また、団体に対して感染予防やフレイル予防について説明を行い、感染防止対策を取りながら、通いの場を継続することでできている。	継続
生涯学習推進事業（各種講座開催）	生きがいの創出や充実した人生を送ることを目的に様々な講座などを開催し、生涯学習の推進と社会参加を促し、生きがいづくり、居場所づくりを図ります。	P.26	市民部	地域づくり推進課		「ひかり高齢者生きがいセミナー」7回：参加延べ人数265人、「光市史セミナー」3回：参加延べ人数63人、「サポートバンク登録者セミナー」3回：参加延べ人数67人	年度当初の計画通り開催することができた。	実施を継続
短期宿泊事業	介護サービス等の利用が困難で、身体、精神上の理由や、生活環境の悪化等により、一時的に援助を必要とする高齢者に対し、市が委託した養護老人ホーム等に短期宿泊させ、その間に、体調調整や生活習慣の指導、生活環境の改善等を行います。	P.26	福祉保健部	高齢者支援課		一時的な援助を必要とする高齢者（2名）に対し、短期宿泊による支援を行った。	一時的な援助を必要とする高齢者に必要な事	引き続き、各事業を継続する
養護老人施設入所措置	環境上の理由や経済的な理由により、居宅生活が困難な高齢者を養護老人施設等へ措置入所します。	P.26	福祉保健部	高齢者支援課		居宅生活が困難な高齢者の養護老人ホームへの措置入所を支援した。	居宅生活が困難な高齢者に必要な事業である	引き続き、各事業を継続する
緊急通報装置設置等事業	虚弱なひとり暮らし高齢者等が急病や事故等の緊急対応を必要とする場合に、迅速かつ適切な救助や相談を受けることが可能となるよう、自宅に緊急通報装置を設置します。	P.26	福祉保健部	高齢者支援課		虚弱なひとり暮らし高齢者等の自宅に緊急通報装置を設置し、急病や事故等の緊急時に、オペレーターからの適切な救助支援等を行った。	虚弱なひとり暮らし高齢者等が、安心した在宅生活を送るために必要な事業である。	引き続き、各事業を継続する
重点施策4 生活困窮者への支援								
生活困窮者自立支援事業	生活困窮者に対して、包括的かつ継続的な相談支援を行い、自立に向けた援助を効果的に実践します。	P.27	福祉保健部 社会福祉協議会	福祉総務課		新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、生活や仕事等の相談が急増し、離職や収入減により、生活状況が悪化した相談者に対し、貸付やハローワークへの紹介など効果的な支援を行い、生活の立て直しに寄与した。	急増する相談件数に対応するため、相談員の応援等により対処し、相談者の相談内容に応じて適切な支援を行った。	引き続き、生活支援が必要とされる相談者に対し、他法他施策の活用や関係機関との連携により、効果的な支援を行う。
生活保護扶助事業	生活保護受給者に対し、各扶助費を支給し、最低生活を維持します。	P.27	福祉保健部	福祉総務課		生活困窮者に対し、生活維持等のため、生活保護法に基づき適正な執行に努めた。令和2年度 保護率7.8%。	新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、生活困窮者が増加が懸念されていたが、生活困窮者自立支援事業との協働により、適正な支援を実践した。	生活困窮者の生活維持のため、生活保護法に基づき、適正な執行に努める。
市税等徴収事務納税相談	市税及び国民健康保険税の徴収事務を行い、効率的な納税管理により実態調査や納税相談を実施し、滞納者の生活における圧迫や不安に適切に対処します。	P.27	市民部	収納対策課		実態調査 420件 納税相談 280件	滞納整理システムを活用して実態調査及び納税相談を実施することで、滞納者の生活における負担や不安に適切に対処した。	市税及び国民健康保険税の徴収事務を行い、効率的な納税管理により実態調査や納税相談を実施し、滞納者の生活における負担や不安に適切に対応する。
消費生活支援事業	市民からの多重債務に関する相談を受け付けます。	P.27	市民部	生活安全課		9件の相談を受け付け。	適切な対応をした。	実施を継続
給水停止による生活弱者等の把握	水道料金滞納における給水停止において、滞納者のうち生活弱者等を把握し、関係各所と情報共有します。	P.27	水道局			関係部署と生活弱者等の情報を共有し、給水停止実施の判断材料とした。	概ね達成できた。	水道料金滞納における給水停止において、滞納者のうち生活弱者等を把握し、関係各所と情報共有します。

令和2年度自殺対策計画進捗確認シート

計画における項目	実施内容	計画書ページ	担当部署	担当課	再掲	令和2年度実施状況	令和2年度 実施状況に関する担当課の評価	今後(令和3年度以降)の実施計画
【生きる支援関連施策一覧】								
1. 保健分野の取り組み								
プレママ支援事業	プレママ（母親教室・家族学級）や、プレママ相談・歯科健診を実施します。	P.28	福祉保健部	健康増進課		プレママ年4コース（計11回）実施し、延べ90名参加 プレママ歯科検診年11回実施(R2.5月は中止)	新型コロナウイルス感染症の影響で春コースの全3回中1回を中止としたが、内容を適宜変更し実施できた。教室では参加者同士の交流を促し育児サークル発足も行うことで、妊娠出産に関する仲間づくりができています。	継続実施
離乳食教室	3～4か月児を対象として離乳食に関する相談・指導を行います。離乳食以外の育児不安等についても話をし、問題の早期発見・対応を行います。	P.28	福祉保健部	健康増進課		偶数月（4月は中止）と3月に開催。密を避けるため、午前・午後実施し、計11回開催。保護者78名、子63名の延77組が参加。	新型コロナウイルス感染症の影響で4月を中止としたが、内容を適宜変更し実施できた。教室では育児サークルの案内を行うことで、子育てに関する仲間づくりを促すことができています。	継続実施
食生活改善推進協議会活動	市民を対象にした健康教室等の開催や研修等で学んだ知識を地域に普及することで食生活を基盤とした健康づくりを推進し、望ましい食習慣の実践と定着を図ります。	P.28	福祉保健部	健康増進課		○グループ活動（健康教室等）49回、900名 ○個別活動（対話訪問活動）22,915回、23,597名	健康教室等の活動は、コロナ禍の影響を受け、年度前半期は中止せざるをえず、実績数も前年度に比べ減少しているが、後半期は感染症予防に留意し予定していた内容を変更しつつ実施できた。	継続実施
のびのび教室	1歳6か月児健診でのフォロー児を対象とし、3歳になるまで、保護者と子どもが遊びを通して、運動や言葉の力を伸ばすための教室を実施します。	P.28	福祉保健部	健康増進課		R2年度から「すくすく教室」に名称変更。10回、104名参加	新型コロナウイルス感染症の影響で4・5月は中止したが、親子の状況を確認するため毎月保健師が電話相談を実施することで、親子の不安軽減に努めることが出来た。	継続実施
光市健康づくり推進計画、スマイルチャレンジ事業	市民が主体的に健康づくりに取り組むことを支援し、「まもる、うごく、たべる、なごむ」をキーワードに事業を展開します。このうち「なごむ」においては、市民が笑顔で過ごすことができるよう、こころの健康や休息の確保に向けた取り組みを支援します。	P.28	福祉保健部	健康増進課		まもる：セルフチェック応援事業、光健康マイレージ事業、歯周病チェック事業、うごく：光のあるくロードウォーキングラリー、たべる：塩分チェック応援事業、光の恵みde朝ごはん事業、なごむ：こころの健康チェック事業、こころの処方箋事業	新型コロナウイルス感染症対策の影響を受け、事業参加者数が減少したと考えられる事業もあるが、市民参加を得て事業が実施できた。	継続（まもる：セルフチェック応援事業、光健康マイレージ事業、歯周病チェック事業、うごく：光のあるくロードウォーキングラリー、たべる：光の恵みde朝ごはん事業、なごむ：こころの健康チェック事業、こころの処方箋事業）、新規（まもる：はじめて検診応援事業、うごく：みんなtoウォーキング事業）、見直し（たべる：食生活チェック応援事業）事業を予定
2. 児童福祉分野の取り組み								
子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイ	保護者の就労や疾病等で家庭における養育が一時的に困難になった場合に、児童養護施設等で子どもの預かりを行います。	P.29	福祉保健部	子ども家庭課		利用件数 0件	実施体制を維持	実施を継続
母子家庭・父子家庭自立支援給付金	就業に有利となる資格の取得などについて、給付金を支給し、就業支援を行います。	P.29	福祉保健部	子ども家庭課		支給人数 5人	ひとり親家庭の経済的自立への助成と生活意欲の助長を図ることで、児童及び保護者の福祉の向上に努めることができた。	事業を継続
児童扶養手当	離婚等により、父または母と生計を同じくしていない児童を養育している母又は父などに対し、生活の安定と自立の促進、児童福祉の向上を目的として児童扶養手当を支給します。	P.29	福祉保健部	子ども家庭課		受給者数 311人（令和3年3月末）	国の制度に則り事業を実施	実施を継続
母子生活支援施設入所	子どもを養育している母子家庭などで、生活上の様々な問題を抱えた母子を保護するとともに、自立促進のために生活を支援します。	P.29	福祉保健部	子ども家庭課		利用件数 0件（対象なし）	実施体制を維持	実施を継続
保育事業	保護者の就労や疾病などの理由で、家庭において子どもを保育できない場合に保護者にかわって保育を行います。	P.29	福祉保健部	子ども家庭課		児童数 1,202人（R3.3.1時点 市内在住者のみ）	待機児童は0人 保育の提供体制は維持できている	実施を継続
3. 障害福祉分野の取り組み								
自立支援医療（精神通院）	障害者総合支援法に規定される自立支援医療（精神通院）制度の利用により、精神科への通院医療費の窓口負担が1割に軽減されます。	P.29	福祉保健部	福祉総務課		制度の周知を進め、支援を必要とする人に必要な支援を行った。なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年3月から令和3年2月までに有効期限が到来する人は、国の通知に基づき、1年間有効期限の延長を行った。 ■受給者数 827人（R3.3末時点）	医療機関との連携のもと、必要な支援を提供	引き続き、制度の周知に努める
ヘルプカード配布事業	障害者等、支援を必要とする人が周囲の助けを求めやすくするために、自らの基本情報と、支援に必要な事項を記載し携帯するためのヘルプカードを配布します。	P.29	福祉保健部	福祉総務課		市広報、市ホームページのほか、各種研修会等において、ヘルプカードの周知をすすめた。 ■ヘルプカード配布数 累計262枚（ホームページからの印刷は含まない）	新型コロナウイルス感染症の影響で各種研修会等における周知の機会は少なかったが、市広報、市ホームページでの周知に努めた。支援を必要とする人だけでなく、ヘルプカードを提示されたとき必要な援助や支援が受けられるよう、市民に対し周知をすすめる必要がある。	引き続き、制度の周知に努める
障害福祉サービス	障害者及び難病患者等に対する障害福祉サービスの提供を実施します。	P.29	福祉保健部	福祉総務課		制度の周知を進め、支援を必要とする人に必要な支援を提供した。 ■相談支援件数 1,041件	市内及び周辺市町のサービス提供体制の拡充に伴い、概ね必要な支援の提供ができた。	引き続き、制度の周知に努める
障害児通所支援	障害児に対する障害福祉サービスの提供を行います。	P.29	福祉保健部	福祉総務課		制度の周知を進め、支援を必要とする人に必要な支援を行った。 ■相談支援件数 379件	市内及び周辺市町のサービス提供体制の拡充に伴い、概ね必要な支援の提供ができた。	引き続き、制度の周知に努める

令和2年度自殺対策計画進捗確認シート

計画における項目	実施内容	計画書ページ	担当部署	担当課	再掲	令和2年度実施状況	令和2年度 実施状況に関する担当課の評価	今後(令和3年度以降)の実施計画
4. 高齢福祉分野の取り組み								
介護予防計画事業	要支援者に対して、アセスメントを行い、その状態や置かれている環境などに応じて、本人が「予防給付」を利用して自立した生活を送ることが出来るようにするためのケアプランを作成し、支援を必要とする、困難を抱えている人に気づき適切な相談機関につなげます。	P.30	福祉保健部	高齢者支援課		要支援者の介護予防計画について、包括で直接実施するとともに、委託先で適切な実施ができるよう相談・指導を行っている。	生活上のさまざまな課題を抱える利用者に対して介護予防や重度化予防、改善が図れるような適切なケアマネジメントの実施につながった。	令和3年4月より、新たに2か所の委託センターを設置したことにより、牛島地区以外のケアプラン作成については委託センターで実施。委託センターとの連携のもと、適切なケアマネジメントの実施を図る。
後期高齢者医療保険料滞納者に対する納付相談	保険料を滞納している被保険者に対し、生活実態の聞き取り等を行い、納付相談を実施します。	P.30	市民部	市民課		具体的な件数は不明（随時実施しているため）	相談時には、経済状況も含めて生活実態など	実施を継続
在日外国人高齢者等特別給付金	年金制度上、国籍要件などによって国民年金の受給資格を得ることのできなかつた市内在住の外国人高齢者等に対し給付金を支給します。	P.30	福祉保健部	高齢者支援課		該当者なし	該当者がした場合に実施する事業であるため、適切に業務を行っている	予算を確保し、該当者があれば速やかに対応する
高齢者福祉送迎事業	高齢者の介護予防の促進及び健康寿命の延伸につなげるため、「三島温泉健康交流施設」と市内3箇所の拠点施設を結ぶ無料送迎バスを運行します。	P.30	福祉保健部	高齢者支援課		東部憩いの家・西部憩いの家・大和コミュニティセンターの各施設とゆーばーく間で、週2便の無料送迎バスの運行を行った。	新型コロナウイルス感染拡大防止対策等により、一時的に利用者が減少したが、現在利用実態はほぼ回復している。	引き続き、事業を継続する
日常生活用具給付事業	在宅生活に不安を抱えるひとり暮らし高齢者等に対し、火災警報器等の日常生活用具を給付、又は貸与します。	P.30	福祉保健部	高齢者支援課		申請者なし	ひとり暮らしの低所得高齢者の安心・安全な生活を支援する事業として、見直し等も視野に入れて検討したい。	他市の給付状況等も参考にしながら、事業のあり方を整理する
栄養調理教室	高齢者に対し、食生活の改善及び健康増進を目的とした栄養調理教室を開催します。	P.30	福祉保健部	高齢者支援課		高齢者を対象に、食生活の改善及び健康増進を目的とした栄養調理教室を開催した。	新型コロナウイルスの影響により、内容を変更しながら開催を行った。	引き続き、事業を継続する
介護用品給付事業	要介護4又は5の在宅高齢者等を常時介護する家族に対し、紙おむつ等9品目の介護用品と引き換え可能な「介護用品引換券」を給付します。	P.30	福祉保健部	高齢者支援課		要介護4又は5の在宅高齢者等を常時介護する家族に対し、介護用品引換券を給付した。非課税世帯にあたる者からの申請が増加した。	在宅高齢者等を常時介護する家族の支援に繋がっているが、他市の同制度と格差があるため整理が必要。	事業を継続しながら、段階的に給付対象者の整理を行う予定
成年後見制度利用支援事業	資産、収入等の状況から、成年後見制度を利用する被後見人等が負担すべき後見人等への報酬の支払いが困難な場合、その費用について助成します。	P.30	福祉保健部	福祉総務課 高齢者支援課		■市長申立て 0件、報酬助成 1件（障害福祉係分） 成年後見制度を利用する被後見人等で、費用の負担が困難な者に対し、費用助成を行った。【審判請求費用の助成16件、報酬助成4件】	支援を必要とする人に適切に支援を行った。	引き続き、制度の周知に努める
寝たきり老人寝具乾燥事業	老衰、障害、疾病等の理由により、寝具類の衛生管理が困難な在宅の寝たきり高齢者や重度障害者のいる世帯に対し、寝具類の乾燥・消毒を実施し、清潔で快適な居宅生活への支援を行います。	P.30	福祉保健部	高齢者支援課		在宅の寝たきり高齢者や重度障害者のいる、寝具類の衛生管理が困難な世帯に対し、寝具類の乾燥・消毒を2回実施した。	清潔で快適な居宅生活への支援ができています	引き続き、事業を継続する
訪問理美容サービス事業	在宅で寝たきり、障害、傷病等のため理美容店に出向くことが困難な在宅の寝たきり高齢者等の自宅へ訪問し、理美容のサービスを提供します。	P.30	福祉保健部	高齢者支援課		在宅で寝たきり等のため理美容店に出向くことが困難な高齢者等の自宅で、委託業者が理美容サービスを提供する際の、出張費部分を助成した。【利用者4名 12回分】	居宅生活を支援する事業として実施できている	引き続き、事業を継続する
在宅寝たきり老人リフト付きタクシー助成事業	乗用車等による通院等の移動が困難な寝たきり高齢者が、市の指定した業者が運行するリフト付タクシーを利用した際に運賃の基本料金相当額を助成します。	P.30	福祉保健部	高齢者支援課		対象者が通院等を行う際の移動を支援した。【利用者1名】	リフト付きタクシーを利用する対象者が少ないため、実績はわずかであるが、居宅生活を支援する事業として実施している。	引き続き、事業を継続する
牛島憩いの家デイサービスセンター	牛島の在宅高齢者に対し、通所サービスや交流・休養する場を提供するため、牛島憩いの家デイサービスセンターを設置運営します。	P.31	福祉保健部	高齢者支援課		市社会福祉協議会の指定管理により、牛島憩いの家デイサービスセンターの設置運営を行った。	島民の通いの場として、大きな役割を担っている。	令和3年度から、市社会福祉協議会へ設置運営業務を委託する形で、引き続き事業を継続する。
敬老行事	敬老の日を中心として、高齢者に敬老の意を表し、長寿を祝う敬老行事を市内全域で開催します。	P.31	福祉保健部	高齢者支援課		高齢者に敬老の意を表し、長寿を祝うための企画を支援した。	新型コロナウイルス感染拡大防止により、敬老行事の開催はできなかったが、対象者全員へ記念品を配布するなど、地域の高齢者の長寿をお祝した。	新型コロナウイルス感染拡大防止に努めながら、引き続き敬老行事を実施する予定。
長寿者祝品支給事業	多年にわたり社会に尽くしてきた高齢者を敬愛し、長寿を祝うための祝金及び記念品を支給します。	P.31	福祉保健部	高齢者支援課		本年度88歳・100歳・101歳以上を迎える高齢者に祝金を支給するとともに、100歳を迎える高齢者には記念品を贈呈した。	多年にわたり社会に尽くしてきた高齢者への敬愛の念と、節目を迎えられる高齢者の生きる意欲につながっている。	引き続き、事業を継続する
災害時要援護者把握事業	災害対策基本法及び光市地域防災計画に基づき、避難行動要支援者（災害時要援護者）の名簿作成及び内容更新を行います。	P.31	福祉保健部	高齢者支援課		避難行動要支援者（災害時要援護者）の名簿作成及び内容更新をおこなった。	民生児童委員を通じて、名簿作成及び内容更新に努めている。	引き続き、事業を継続する
憩いの家管理運営事業	高齢者の心身の休養と健康の増進を図るための活動拠点及び高齢者相互の親睦を図る憩いの場として、「東部憩いの家」「西部憩いの家」「大和老人憩いの家」を設置運営します。	P.31	福祉保健部	高齢者支援課		「東部憩いの家」及び「西部憩いの家」はワークスコープ山口による指定管理により、また「大和老人憩いの家」11カ所については、地域の通いの場の利用等で貸し出しを行った。	多くの高齢者の通いの場として利用されている。	引き続き、事業を継続する。ただし、大和老人憩いの家については、利用実態等に基づき整理していく予定。
転倒骨折予防教室	高齢者の介護度重度化の一因である転倒及び骨折の予防を図るため、介護予防の啓発活動及び体操指導等を行う教室を開催します。	P.31	福祉保健部	高齢者支援課		市内のコミュニティーセンター（6カ所）及び大和老人憩いの家（4ヶ所）において、転倒・骨折予防に向けた、介護予防啓発活動や体操指導等を2回/月開催した。	新型コロナウイルス感染拡大防止により、開催回数等に影響が出たが、転倒・骨折予防を目的とした高齢者の通いの場として利用されている。	委託締結先を変更し、引き続き事業を継続する。ただし、大和老人憩いの家における教室は、本事業から切り離し、サロン活動として支援を継続していく。
救急医療情報ホルダー（緊急連絡カード）配布事業	高齢者保健福祉実態調査の結果をもとに、調査対象者に対し救急時に必要となる本人情報が記載された「緊急連絡カード」及び「救急医療情報ホルダー」を配布します。	P.31	福祉保健部	高齢者支援課		必要に応じて、緊急連絡カードの更新を行うとともに、新たに約200世帯へ「緊急連絡カード」及び「救急医療情報ホルダー」を配布した。	救急時にホルダーからの情報収集について、救急隊員による認知度も上がっている。	引き続き、事業を継続する

令和2年度自殺対策計画進捗確認シート

計画における項目	実施内容	計画書ページ	担当部署	担当課	再掲	令和2年度実施状況	令和2年度 実施状況に関する担当課の評価	今後(令和3年度以降)の実施計画
高齢者保健福祉実態調査	民生委員児童委員の協力のもと、ひとり暮らし高齢者等の実態調査を行います。	P.31	福祉保健部	高齢者支援課		8月中旬から11月末までの間で、実態調査を行った。	新型コロナウイルス感染拡大防止により、実施時期をずらして調査を行った。外出を控える傾向が大きいため、感染予防を行った上で外出を行うよう、フレイル低下を予防するチラシを配布した。	引き続き、事業を継続する
認知症地域支援・ケア向上事業	認知症の人やその家族、地域の人など誰もが気軽に集い語り合うことができる「認知症カフェ」を主体的に運営する団体に対して助成を行います。	P.31	福祉保健部	高齢者支援課		認知症カフェを自主的に運営する団体（5か所、2団体）に対して、助成を行った。	新型コロナウイルス感染症対策もあり、初回のカフェの立ち上げには至らなかったが、5か所のカフェについて助成と運営についての相談・助言等を行い、カフェの継続につながった。	継続実施
5. 教育・人権分野の取り組み								
学校人権教育研修会	学校関係者を対象に人権問題に関する正しい理解を深めるとともに人権意識の高揚を図ります。	P.32	教育委員会	人権教育課 学校教育課		新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止	市内の学校関係者を一堂に会しての研修を実施する。	継続実施。夏期休業中に学校関係者を一堂に会する研修会の開催方法を検討して実施する。
光市人権教育指導者研究会	<p><第1回定例会> 人権教育指導者研究会と学校関係者が合同で行い、人権問題に関する正しい理解を深めるとともに人権意識の高揚を図ります。</p> <p><第2回定例会「ハートフルディ in 光」> 各中学校区の生徒、保護者、地域住民、人権教育指導者研究会を対象に人権問題に関する正しい理解を深め、人権意識の高揚を図るとともに、各事業所・各団体の指導者の養成を目的として実施します。</p> <p><第3回定例会「光市人権を考えるつどい」> 一般市民、人権教育指導者研究会を対象に人権問題に関する正しい理解を深め、人権意識の高揚を図るとともに、各事業所・各団体の指導者の養成を目的として実施します。</p> <p><第4回定例会「コミュニティ協議会人権推進大会」> 各コミュニティ協議会において、地域住民を対象に人権問題に関する正しい理解を深め、人権意識の高揚を図るとともに、各事業所・各団体の指導者の養成を目的として実施します。</p>	P.32	教育委員会	人権教育課 学校教育課		<p><第1回定例会> 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止</p> <p><第2回定例会「ハートフルディ in 光」> 4地区で実施。室積地区は、各教室での人権に関する授業となった。</p> <p><第3回定例会「光市人権を考えるつどい」> 12月13日（日）に、大和スポーツセンターにおいて実施。講師は山口県立大学講師 家入 裕子氏。</p> <p><第4回定例会「コミュニティ協議会人権推進大会」> 例年7地区のコミュニティ協議会において実施しているが、今年度は3つのコミュニティ協議会において実施した。</p>	<p><第1回定例会> 市内の学校関係者を一堂に会しての研修は実施できなかった。</p> <p><第2回定例会「ハートフルディ in 光」> 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、講演会への入場者を制限する必要があったため、会員への紹介が行えなかった。</p> <p><第3回定例会「光市人権を考えるつどい」> 新型コロナウイルス感染症への対策を万全に行い、実施できた。300名の参加があり、そのうち63名の会員が参加した。</p> <p><第4回定例会「コミュニティ協議会人権推進大会」> 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、講演会への入場者を制限する必要があったため、会員への紹介が行えなかった。</p>	<p>継続実施。夏期休業中に学校関係者を一堂に会する研修会の開催方法を検討して実施する。</p> <p><第2回定例会「ハートフルディ in 光」> 継続実施。新型コロナウイルス感染症の感染状況をもとに、学校関係者等との協議を行いながら、会員に紹介できる状況であれば、会員への紹介を行う。</p> <p><第3回定例会「光市人権を考えるつどい」> 継続実施。新型コロナウイルス感染症の感染状況をもとに、関係機関等との協議を行いながら、会員に紹介できる状況であれば、会員への紹介を行う。</p> <p><第4回定例会「コミュニティ協議会人権推進大会」> 各コミュニティ協議会において継続実施。新型コロナウイルス感染症の感染状況をもとに、関係機関等との協議を行いながら、会員に紹介できる状況であれば、会員への紹介を行う。</p>
学校人権教育研究会 研究指定校	毎年2校を2年間、研究校として指定し、指定2年目を迎えた学校を会場とする発表会を開催し、研究成果を発表、共有し、人権問題への理解を深め、指導力の向上を図ります。	P.32	教育委員会	人権教育課 学校教育課		令和元年・2年指定校三井小学校において、2年間の研究成果を発表（新型コロナウイルス感染症拡大防止のため紙面発表とした。）	紙面発表で成果を発表できたが、市内の学校関係者に広く周知するまでに至っていない。発表会を開催することで、研究の成果を広め、人権課題への理解と指導力の向上を図っていきたい。	継続実施。研究指定校2年目の学校において、研究発表会を実施。（開催方法を工夫しながら）
光市人権施策推進指針に基づく人権の啓発	教育委員会や関係団体等と連携し、様々な人権問題に対する正しい理解を深め、人権尊重意識を高めるための啓発活動を実施します。	P.32	教育委員会	人権教育課		企業や市職員、婦人会、学校保護者、光市人権教育指導者研究会、学校教員、児童・生徒、市民に人権講演会を行った。	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、実施できない啓発活動もあった。	継続実施。
6. その他の取り組み								
光市総合計画 行動計画の策定・実施	光市のマスタープランである第2次光市総合計画の事業計画として行動計画を策定し、事業を実施します。	P.33	政策企画部	企画調整課		未実施	令和元年度に令和2.3年度の2年計画として策定済。令和2年度は令和3年度のみ策定となり、行動計画での取組内容等は予算発表資料の内容をもって概ね網羅されることから、策定しないこととしている。	現在第3次総合計画（R4～R8：5年間）を策定中であり、本計画においても前計画と同様に3年間毎の計画として策定予定。
国民年金の受付業務	国民年金保険料の免除・猶予申請書、障害基礎年金の請求書の受付等を行います。	P.33	市民部	市民課		具体的な件数は不明（随時実施しているため）	相談時には、収入など必要事項の聞き取りを行っているが、特に支援が必要な人はいなかった。	実施を継続
国民健康保険短期被保険者証及び被保険者資格証明書の窓口交付事務	保険税を滞納している世帯主に対し、生活実態の聞き取り等を行い、納付相談を実施します。	P.33	市民部	市民課		実態調査 420件 納税相談 280件	滞納整理システムを活用して実態調査及び納税相談を実施することで、滞納者の生活における負担や不安に適切に対処した。	市税及び国民健康保険税の徴収事務を行い、効率的な納税管理により実態調査や納税相談を実施し、滞納者の生活における負担や不安に適切に対応する。
国民健康保険の受付事務	国民健康保険一部負担金の減額、免除及び徴収猶予の申請を受理し、決定します。	P.33	市民部	市民課		申請無	令和2年度は申請が無かったが、今後申請があれば適切に対応していく。	実施を継続
頻回受診・重複受診訪問	頻回受診・重複受診者に、保健師による訪問指導や健康相談を行います。	P.33	市民部	市民課		対象者無	令和2年度は対象者がいなかったが、今後対象者が選定されれば適切に対応していく。	実施を継続
光市特定事業主行動計画の推進	女性活躍推進法及び次世代育成推進法に基づく職員のワーク・ライフ・バランスの推進を実施します。	P.33	総務部	総務課		ワーク・ライフ・バランスの推進に向け、時間外勤務時間の上限規制やノー残業デー、計画年休を実施したほか、男性職員の育児休業の取得を促進するため、リーフレットを作成しました。	時間外勤務については縮減傾向にあり、年休取得も取得率が上昇しましたが、男性の育児休業取得については、まだ低水準にあります。	引き続き、職員のワーク・ライフ・バランスの推進に向けた取組みを実施するとともに、男性の育児休業取得率向上に向け、取得可能な職員に対し、取得を促すなど取得率向上に向けた取組みを実施します。
交通事故に関する相談事業	交通事故に関する相談先の紹介を行います。	P.33	市民部	生活安全課		相談実績なし。	—	実施を継続

令和2年度自殺対策計画進捗確認シート

計画における項目	実施内容	計画書ページ	担当部署	担当課	再掲	令和2年度実施状況	令和2年度 実施状況に関する担当課の評価	今後(令和3年度以降)の実施計画
市営住宅維持管理事業	市営住宅への入居相談や市営住宅使用料（家賃）の納付に関する指導及び相談を行います。	P.33	建設部	建築住宅課		○入居件数 36件 ○催告書送付 4件 ○家賃完納指導依頼書（保証人）3件	住宅困窮者に対し適切に市営住宅に入居させ、家賃納付が困難な入居者については分割納付など適切な納付指導をした。	市営住宅への入居相談や市営住宅使用料（家賃）の納付に関する指導及び相談を行う。
行旅病人等対策事業	行旅病人等に対し、一時扶助や必要な支援を行います。	P.33	福祉保健部	福祉総務課		行旅病人等に対し、必要な支援を行った。 令和2年度支援実績 扶助費1人当り500円【 21人】	必要とされる一時扶助について、適正に支援を行った。	
メンタルヘルス事業	職員の仕事や人間関係などから生じるストレスについて、専門家等への相談を通じてその要因を取り除くことができるよう事業を実施します。	P.33	総務部	総務課		メンタルヘルス相談事業として、臨床心理士による面談を毎月1回実施しました。また、ストレスチェックを実施し、高ストレス者のうち医師との面談を希望する人に産業医の面談を実施しました。	事業の実施により職員の心の不調を早期に発見し、また、事業の結果により、就業上の措置を行うなどの対応を実施しました。	引き続きメンタルヘルス相談事業、ストレスチェック等を実施し、職員の心の不調を早期に発見するよう努めます。
ふれあい・健康フェスティバル	福祉・保健・医療に関する啓発行事として、関係機関が参画し、福祉の向上、健康の増進を目的として毎年行事を開催します。	P.33	社会福祉協議会			行事は中止	—	11月28日（日）に開催予定

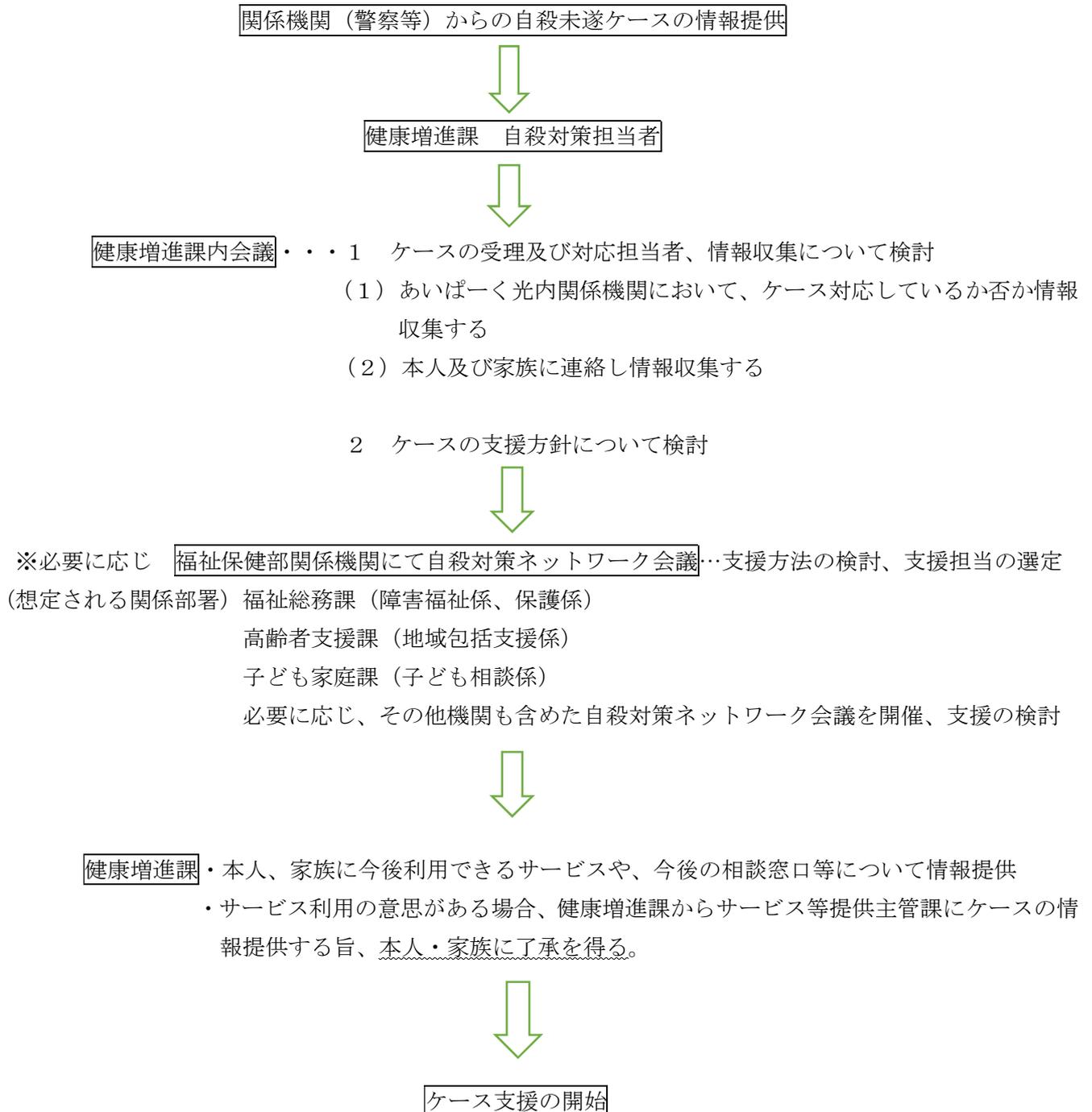
光市自殺対策計画 数値目標

評価指標	近況値※	令和 2 年度	目標値 令和 6 年度
①本市の自殺死亡率	13.2	17.68	9.2 以下
②ゲートキーパー研修受講者数 (H23～累計)	1,444 人	1,591 人	2,500 人以上

※近況値出典【年度】①地域における自殺の基礎資料（人口 10 万対）：厚生労働省【H27】

②平成 23 年度～令和元年度累計

自殺未遂者対応（自殺対策ネットワーク会議）フロー



光市『自殺対策ネットワーク会議』実施要領

1 定義

自殺対策ネットワーク会議とは、行政職員をはじめ医療介護福祉関係者並びに地域の関係者から構成される会議体を言い、「自殺対策協議会」の実務的会議として位置づける方向とするもの。

2 趣旨

住みなれた地域で、安心して暮らせるよう、関係機関・団体等がつながり、その連携と協力のもとに「生きることの包括的支援」を図ることで、個別のケースを必要な支援につなぎ、いのちを守ることを目的とする。

3 運営主体

自殺対策ネットワーク会議は、光市健康増進課が主催し、招集・運営する。

4 構成員

自殺対策ネットワーク会議の構成員は、次に掲げるものとし、協議する内容及び会議の種類により、必要な者を構成員とすることができる。

- (1) 福祉保健部内の行政担当者
- (2) 医療・介護・福祉関係者
- (3) 社会福祉協議会職員
- (4) 光市自殺対策協議会委員
- (5) 民生委員児童委員
- (6) 本人及び家族
- (7) その他、特に必要と認めたもの

5 自殺対策ネットワーク会議で協議する内容

自殺未遂ケース等支援を要するものについて、個別的な支援について検討する。

6 個人情報の取り扱い

会議の事務に従事する者、又は従事していた者は、会議で知り得た情報の保護に万全を期すとともにその知り得た情報を他に漏らしてはならない。

光市自殺対策ネットワーク図（案）



ゲートキーパー研修 令和2年度実績及び今後の計画書(案)

	対象者(団体名)	回	人数(見込)	実績(人)
令和2年度	食生活改善推進員	1	60	44
	人権擁護委員周南協議会	1	3	1
	下松市公共職業安定所		1	0
	光市障害福祉推進連絡協議会		1	1
	平岡医院		2	1
	あきよし心療内科クリニック		1	0
	光老人クラブ		1	60
	光市立浅江中学校	1	30	22
	光警察署	1	1	1
	光市立総合病院		5	1
	聖光高等学校		3	1
	山口県弁護士会		1	0
	山口地方法務局		3	1
	光市社会福祉協議会		15	5
	職員(健康増進課)			4
	市職員(新入職)	1	10	10
	多田クリニック	1	8	0
	光商工会議所	2	8	12
	光地区消防組合消防本部	1	10	0
		10	222	147

	対象者(団体名)	回	人数(見込)	実績(人)
令和3年度	教職員 小学校3校、中学校2校 他調整中			
	介護支援専門員	1	20	
	母子保健推進員	1	53	
	その他 ※今後調整			
				300程度

	対象者(団体名)	回	人数(見込)	実績(人)
令和4年度	教職員 小学校4校、中学校1校			
	その他 ※今後調整			
				200程度

	対象者(団体名)	回	人数(見込)	実績(人)
令和5年度				
			200	

	対象者(団体名)	回	人数(見込)	実績(人)
令和6年度				
			200	

光市自殺対策計画【概要】



計画の基本理念

自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立など様々な社会的要因があることが知られています。

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」です。

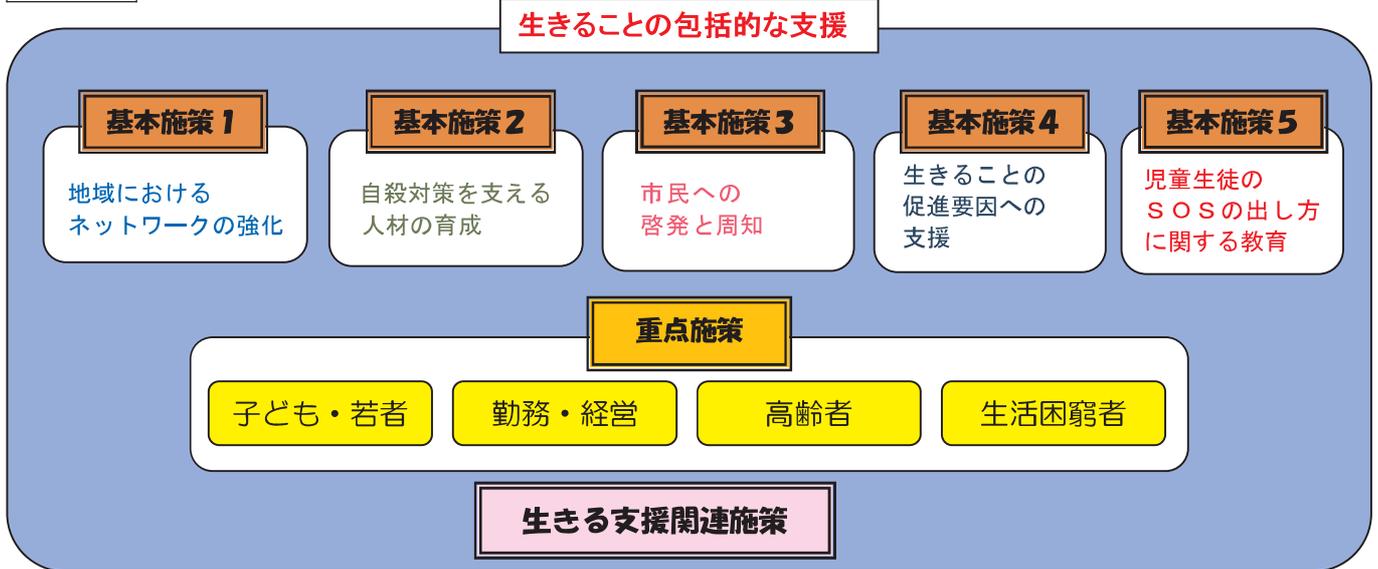
本市の自殺対策の取り組みにおいては、保健、医療、福祉、教育、労働、法律、人権、地域、その他関係機関・団体等が「つながり」、その連携と協力のもとに、「生きることの包括的な支援」として総合的かつ効果的な施策の推進を図ることで、自殺に追い込まれようとしている人を必要な支援につなぎ、いのちを守ることを目指して、計画の基本理念を「つながる『わ』 いのち支える ひかりの絆」と定めます。

なお、本基本理念の「わ」は、つながりの輪、協力し合う和、対話の話、かけがえのない私、また、「ひかり」は、明るい希望の光、いのちを支える様々な人々、そしてわがまち光市を表すものとして、それぞれひらがな表記としています。

計画の期間

令和2年度から令和6年度まで（5年間）

基本方針



数値目標

令和6年度までに、自殺死亡率（人口10万人あたりの自殺者数）を30%以上減少させ、9.2以下となることを目標とします。

さらに、周囲の皆が悩んでいることに気づき見守る“こころのサポーター”となれるようゲートキーパー研修の受講者の増加を目標とします。

評価指標	近況値	目標値 令和6年度
①本市の自殺死亡率	13.2	9.2以下
②ゲートキーパー研修受講者数	1,444人	2,500人以上

※近況値出典【年度】①地域における自殺の基礎資料（人口10万対）：厚生労働省【平成27年】
②平成23年度～令和元年度累計

相談窓口一覧 (令和2年11月現在)

相談機関		相談内容	電話番号
健	光市健康増進課	心と体の健康相談	0833-74-3007
	山口県周南健康福祉センター	心の健康相談(精神科医師対応・要予約)	0834-33-6424
	山口県福祉総合相談支援センター内設置	心の健康電話相談	083-901-1556
	いのちの情報ダイヤル“絆”	生きていることがつらくなった時	083-902-2679
康	こころの救急電話相談 (24時間対応)	精神科受診など早急な対応に関する相談	0836-58-4455
	女性のなやみ相談室	女性の健康(思春期・性感感染症・不妊・不育・妊娠・更年期)に関する相談	0835-22-8803
医療機関名		住所	電話番号
※不眠が続くときは、まずかかりつけ医に相談しましょう	市内「かかりつけ医の睡眠相談」協力医療機関		
	たけなか医院	光市室積中央町5番5号	0833-78-0074
	田村医院	光市室積大町22番20号	0833-79-1231
	平岡医院	光市室積松原4番7号	0833-79-1500
	市川医院	光市中央三丁目2番26号	0833-72-5700
	広田医院	光市中央二丁目15番1号	0833-71-0225
	いのうえ内科クリニック	光市島田六丁目13番26号	0833-74-2211
	大田病院	光市島田五丁目3番1号	0833-77-0621
	多田クリニック	光市島田一丁目1番21号	0833-74-2960
	吉村医院	光市島田二丁目4番33号	0833-71-0111
	光武医院	光市小周防1633-1	0833-77-3800
	あきよし心療内科クリニック	光市虹ヶ浜三丁目16番30号	0833-74-1177
	梅田病院	女性的心と身体の健康相談 光市虹ヶ浜三丁目6番1号	0833-71-0084
	兼清外科	光市浅江三丁目1番25号	0833-71-0800
	河内山医院	光市大字浅江1340番地1	0833-71-1040
	佃医院	光市虹ヶ丘一丁目13番10号	0833-71-0816
光内科消化器科	光市浅江二丁目12番3号	0833-72-0010	
守友医院	光市浅江一丁目17番20号	0833-71-2010	
やまて小児科・アレルギー科	光市浅江一丁目10番12号	0833-72-5041	
県東部の精神科・心療内科クリニック	あきよし心療内科クリニック	光市虹ヶ浜三丁目16番30号	0833-74-1177
	のぞみ医院	下松市望町一丁目9番10号	0833-45-0550
	ふじもとメンタルクリニック	周南市有楽町23	0834-33-3111
	岸本医院	周南市久米東神女3201番1号	0834-26-2191
	原田医院	周南市古川町9番8号	0834-62-1500
	増本クリニック	柳井市天神18番9号	0820-23-3121
	森脇神経科内科医院	岩国市今津町一丁目11番23号	0827-21-1558
	岩崎クリニック	岩国市錦見四丁目1番3号	0827-43-3699
青空診療所	岩国市平田六丁目24番5号	0827-35-2020	
県東部の精神科病院	大田病院	光市島田五丁目3番1号	0833-77-0621
	徳山静養院	周南市五月町13番1号	0834-31-1734
	泉原病院	周南市泉原町10番1号	0834-21-4511
	恵愛会 柳井病院	柳井市柳井1910番地1	0820-22-1002
	日良居病院	周防大島町大字土居1426番1号	0820-73-0527
	リフレまえた病院	岩国市玖珂町1887	0827-82-3521
	千鳥ヶ丘病院	岩国市由宇町千鳥ヶ丘1丁目1番1号	0827-63-0231
	いしい記念病院	岩国市多田三丁目102番1号	0827-41-0114
相談機関		相談内容	電話番号
心身の障害	光市福祉総務課障害福祉係	障害者のサービスに関する相談	0833-74-3001
	相談支援センター ひかり苑	障害特性に応じた生活支援に関する相談	0833-77-0077
	総合相談支援センター ぱれっと		0834-29-3294
	相談支援センターしろうせい苑		0833-48-6022
	地域生活支援センターウイング		0834-21-4573
	障がい者就業・生活支援センターワークス周南	0834-33-8220	

相談機関		相談内容	電話番号
生活・福祉	光市生活自立相談支援センター (社会福祉協議会内)	生活や仕事の困りごと、生活費の悩み、ひきこもり等生活上の相談	0833-74-3025
	社会福祉協議会:困りごと相談 (民生委員対応)	生活上の心配ごと	0833-74-3020
	光市福祉総務課保護係	生活が困窮したとき	0833-74-3004
	光市消費生活センター	消費生活相談	0833-72-5511
	NPO法人キセキ みなくるはうす光	ひきこもり等社会とのつながりに関する悩み	0833-48-9390
	NPO法人チャイルドハウスひなたぼっこ	障がい児(不登校児)とその家族の支援・サポート、居場所づくりの相談	0833-57-0083
	女性の人権ホットライン (山口地方法務局)	DV、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー被害等	0570-070-810
職場・仕事	労働ほっとライン	賃金・雇用・残業等 各種労働問題の相談	083-933-3232
	労働条件相談ほっとライン (平日夜間・土日)	賃金・雇用・残業等 各種労働問題の相談	0120-811-610
	しゅうなん若者サポートステーション	15～49歳未満の若者の職業的自立のための相談	0834-27-6270
	下松地域産業保健センター	職場における心の健康相談	0833-41-5234
	厚生労働省「こころの耳」	働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト	http://kokoro.mhlw.go.jp/
ひきこもり	光市生活自立相談支援センター (社会福祉協議会内)	本人、家族からの相談	0833-74-3025
	NPO法人キセキ みなくるはうす光		0833-48-9390
	山口県周南健康福祉センター		0834-33-6424
	山口県精神保健福祉センター こころの健康相談電話		0835-27-3388
	しゅうなん若者サポートステーション	15～49歳未満で働くことに悩みを持つ本人、家族の相談	0834-27-6270
法律相談・多重債務等	光市消費生活センター	消費生活相談	0833-72-5511
	弁護士による法律相談	法律相談等	0570-064-490
	司法書士による法律相談		083-924-5220
	法テラス山口	多重債務、離婚・相続等民事全般	0570-078353
子ども・青少年	光市子ども相談センター きゅつと	子育て世代の何でも相談所	0833-74-5910
	光市子育て支援センター チャイビステーション	育児・保育に関する相談	0833-74-3030
	光市わかば児童館		0833-72-1433
	周南児童相談所	育児・発育・発達・虐待や子どもの養育に関する相談	0834-21-0554
	こども家庭支援センター「ぼけっと」		0834-25-0605
	ふれあい総合テレホン	子どもの教育に関する不安や悩みについて	083-987-1240
	子どもの人権110番 (山口地方法務局)	子どもの人権に関すること(いじめ、体罰、悩みごと等)	0120-007-110
	光市健康増進課	育児・発育・発達等子どもの健康に関する相談	0833-74-3007
	ヤングテレホンひかり	子どもの教育や生活等に関する相談	0120-72-3749
	青少年センター		携帯電話からは 0833-72-3749 0833-72-2245

<高齢者>

相談機関	内容	電話番号
光市地域包括支援センター	65歳以上の高齢者による総合相談窓口	0833-74-3002

<大切な人を自死(自殺)で亡くされた方>

相談機関	内容	電話番号
山口県福祉総合相談支援センター (わかちあいの会)	山口自死遺族の集い	083-902-2672

<配偶者からの暴力に関する困りごと>

相談機関	内容	電話番号
山口県男女共同参画相談センター	夫婦・家庭問題・DV等に関する相談	083-901-1122

守れ いのち

失っていい命なんて
どこにもない

一人で悩まず、まずは相談を
してみませんか？

市民の心と体の健康に関する相談をお受けします。

光市健康増進課

TEL (0833) 74-3007 

平日（祝日・年末年始を除く）8時30分～17時15分

電話相談窓口

いのちの電話（一般社団法人日本いのちの電話連盟）

 **0120-783-556**

毎日：午後4時から午後9時まで

毎月10日：午前8時から翌日午前8時まで



よりそいホットライン

どんなひとの、どんな悩みにもよりそって、

一緒に解決できる方法を探します。

 **0120-279-338**

24時間対応



SNS 相談窓口

NPO 法人自殺対策支援センター ライフリンク

LINE @yorisoi-chat Twitter @yorisoichat チャット <https://yorisoi-chat.jp/>



月・火・木・金・日：午後5時から午後10時30分（午後10時まで受付）

水：午前11時から午後4時30分（午後4時まで受付）



みんながゲートキーパー



※ゲートキーパーとは・・・

悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて、
必要な支援につなげ、見守る人のことです。



※ゲートキーパーになるには？

誰でもが、悩んでいる人の“こころのサポーター”
としてゲートキーパーになることができます。

市健康増進課では、随時、ゲートキーパー養成のため
の出前講座を受け付けています。

『こころの体温計』は
簡単な質問に答えることで、
あなたの今のストレス度や落ち込み度
がどれくらいかを
知ることができます。



▲チェック開始
はこちら

こころの体温計（本人モード）

ご本人の健康状態や人間関係、住環境などの4択式の質問
13問に回答していただくと、ストレス度や落ち込み度が、
水槽の中で泳ぐ金魚、猫などの絵になって表示されます。

【赤金魚】自分の病気などのストレス
    
※レベルが上がる毎にケガをしていきます

【水の透明度】落ち込み度
   
※レベルが上がる毎に水が濁っていきます

ねこ 社会的なストレス


水槽のヒビ 住環境のストレス


黒金魚 対人関係のストレス


赤金魚 自分自身のストレス


水の透明度 落ち込み度


石 その他ストレス


結果画面（例）

癒しのカウンセリング

やる気がでない、仕事や家事が片付かない
眠れない、疲れが取れない、気分が沈む…

一人で悩まず、相談してみませんか？

第4火曜日 13:30～15:30 (要予約：前日の午前中までに予約して下さい)

お申し込み先：光市健康増進課

※心の病気で治療中の方や市外の方、認知症の相談は対象外です。

TEL 0833-74-3007

E-mail kenkouzoushin@city.hikari.lg.jp

※光市健康増進課では、心の健康相談を随時受け付けています。



こころの体温計 こころの健康チェック！

光市 こころの体温計

検索

携帯・スマホ
はこちらから

<https://fishbowlindex.jp/hikari/>



本人モード

ストレス度・落ち込み度が分かります。



本人モード 結果画面 (例)

家族モード

大切な方の心の健康状態が分かります。

赤ちゃんママモード

産後の不安な心の健康状態が分かります。

アルコールチェックモード

飲酒が心に及ぼす影響とは？

ストレス対処タイプテスト

あなたのストレス対処法はどのタイプ？

楽観主義のすすめ「こころのエンジン」

悲観的に考えがちな方にお勧めします。



※ご利用に当たっての利用料は無料です。(通信料は自己負担となります。)

2017.6